

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月1日(木)
午前9時57分～午後2時55分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉 徳子
委員 齋 浩美 委員 佐藤 正博
委員 長南 良彦 委員 山口 實
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 生活経済部長 菊池 博幸
出席した者 建設部長 森 孝雄
震災復興部長 手嶋日出彦
生活経済部次長兼 大久保啓二
商工観光課長
建設部次長兼 山田 隆
土木課長
復興まちづくり課長 郷内 秀稔
生活経済部企画員兼 浅野美保子
商工観光課長補佐兼
企業誘致係長
復興まちづくり課 伊藤 政文
復興住宅班長
土木課道路維持係技師 小野寺 健

6 事務局職員 主 事 後藤 法子

7 付 議 事 件

- (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 復興公営住宅の進捗状況について
- (3) 地元企業の育成について
- (4) 陳情第1号 上余田地区の県道仙台名取線への歩道整備を求める
陳情
- (5) 陳情第2号 災害公営住宅（復興公営住宅）の家賃軽減についての陳情

午前9時57分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長及び震災復興部長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、前回の委員会において、所管事務調査における閉会中の継続調査として実施する関係団体等懇談会の日程を再度調整することとしておりました。名取市商工会と調整の結果、4月18日水曜日とすることについて了承をいただきましたので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。なお、帰庁後の執行部からの聞き取り調査に当たっては、現地調査中に個別に確認した事項等についても改めて御発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、これより現地調査を行います。

現地調査終了まで休憩いたします。

午前9時59分 休憩

午後0時55分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

それでは、付議事件の（2）復興公営住宅の進捗状況について及び（3）地元企業の育成についてを一括議題といたします。

これより執行部からの聞き取り調査を行います。

この際、進め方について申し上げます。初めに執行部より調査項目に係る現状及び考え方について説明いただいた後、委員各位より質疑をお受けする形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部からの聞き取り調査を行います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後0時56分 休憩

○復興公営住宅の進捗状況について

(復興まちづくり課)

・別紙資料に基づき、復興公営住宅の整備状況について説明を受けた。

問 戸建て美田園北復興公営住宅の空きについて、従前下増田以外の場所に住んでいた方の退去による空きか。

答 従前どこに住んでいたかは把握していない。一旦入居した方の退去に伴い空室が発生するため、3月中に入居者の募集をしたい。

問 再建による退去か。

答 住んでいた方が亡くなったことに伴う退去である。

問 合計空室67は、これからどのようにするのか。

答 事前登録をしている方のうちまだ申し込みをしていない方が27名、再建方針を決めかねている方が30名程度いると把握している。また、1月から定期的な期間を定めた募集から随時募集に切りかえたところ、事前登録をしている10名ほどの方から申し込みを受けている。

今後、まだ登録をしていない方に対しても募集対象を広げ、申し込みを受け付けしていきたい。その後、空室が埋まらなかった場合は、一般募集に範囲を広げ、段階的な募集受け付けをしていきたい。

問 一般募集に切りかえる見通しは。

答 随時募集を一般募集に切りかえるに当たり、以前は、宮城県から全県下に募集範囲を広げて3カ月程度の期間を募集期間に当てるよう指導があったが、他自治体で既に先行して一般募集が始まっている状況であるため、その

3カ月間の全県下への募集は行わなくてもよいという話を受けている。現在作業手順をどのように進めるべきか、フローを作成しているところである。

平成30年11月及び12月の完成に向け、夏ころには一般募集を行わなければならないのではないかと考えている。

問 復興公営住宅完成後、仮設住宅は廃止になるのか。

答 仮設住宅の供与期間は、植松入生団地が平成30年4月までである。供与期間終了となった仮設住宅団地は退去しなければならない。復興公営住宅が平成30年12月に完成するが、そこへの入居者も決まっているため、その方々は特定延長という形で仮設住宅を集約し、愛島東部団地または美田園第1団地に一度引っ越し、完成後に入居する形になる。

問 戸建て美田園北復興公営住宅の空室が出た経緯、部屋の間取り及び入居可能時期は。

答 夫婦で住んでいたが、夫が亡くなり、妻が家族と同居することによる退去であり、間取りは平屋2LDKタイプである。

新しく入居する方からの書類の提出等が必要であるため、募集開始から入居まで1カ月半くらいの期間が必要である。

問 特定延長の対象者数は。

答 特定延長の世帯数は、全体で108世帯と捉えている。愛島東部団地で47世帯、美田園第1団地で61世帯である。3期の集合住宅と戸建て住宅への入居が決まっている方は、間違いなく延長される。

問 復興公営住宅の鍵の引き渡しから入居までの期間の基準はあるのか。

答 1週間以内に入居されたいという基準があるが、諸般の事情もあるため、1カ月以内には入居されるよう説明している。

問 瑕疵担保責任について、一般社団法人名取市復興公営住宅建設推進協議会はどのような形で維持していくのか。

答 保証期間10年間を担保するために、協議会の規約に10年間は解散できない旨が盛り込まれている。

問 新たに文言を加えたのか。

答 いつ加えたのかはわからない。組織規模は縮小するが、10年間は維持することになっている。

問 瑕疵担保責任を負う期間、10年間の起算はいつからか。

答 市との契約の日から10年間となる。

○地元企業の育成について

(商工観光課)

・別紙資料に基づき、企業への支援制度及び中小企業活性化条例案の検討について説明を受けた。

問 地元企業の育成に関して、本市は既存の商工業者に重点を置いているのか。

答 既存企業だけでなく、新たな企業の参入における支援も行っている。

問 新たに創業した場合もサポートを受けられるのか。

答 チャレンジショップ事業補助金は、新規創業者への補助である。そのほか名取市商工会において策定している経営発達支援計画や名取市創業支援事業計画により、補助を受けられる制度もある。

問 中小企業振興資金制度について、保証協会の保証の補給制度を利用する場合、商工会または金融機関が最初に相手方を審査して、融資可能となつてから市役所での手続を行うのか。

答 市内の金融機関と商工会で相談を受けた後、融資決定にかかわるものとして、信用保証料を市で負担する。

問 ものづくり企業等新技術・新製品開発支援事業補助金について、市内にもものづくり関連の企業は何社あるのか。

答 約100事業所に、この支援事業について毎年通知を送っている。

ものづくり企業等資格取得支援事業について、市内100社程度に希望する人材についてアンケート調査を実施した。そのアンケート調査の際に、ものづくり企業であるかについても調査しているため、ものづくりに関連する事業所に対して通知を送付し、募集を行っている。さらに、ホームページ等で周知を図り、募集を行っている。

問 ものづくり企業等資格取得支援事業について、どのような資格取得が多いのか。

答 数としては、第1種電気主任技術者や小さな油圧ショベル等の建設機械の操作技術、フォトショップ、イラストレーターの技術等である。

問 地元企業からこのような制度が欲しいなどの要望は受けているのか。

答 先に名取市商工会で創業支援事業計画を策定していたが、商工会から、国の補助を受けるために市でも策定してほしいとの要望を受け、策定した。また、中小企業・小規模企業の活性化条例を制定して欲しいとの要望があり、現在取り組みを進めている。本条例について、市としては、理念条例にとどまることのないよう、商工会や経済同友会の方々と意見交換した上で進めていきたい。

問 諸支援制度に申し込みをしたが、補助等を受けられなかった企業に対するフォローは。

答 制度によってそれぞれである。例えば、新技術・新製品開発支援事業であれば、県や国で行っている開発に関する支援や民間の支援制度を案内している。

問 中小企業振興資金制度について、利用者からの声をどのように把握し、事業に取り組もうとしているのか。

答 本制度はあくまでも低利融資の制度で、運転資金及び設備投資に関する制度である。経営的な部分等については、銀行や金融機関、商工会で経営の分析を行いながら、支援やサポートを行っている。

平成28年度の利用件数は53件であるが、平成29年度はその倍近くになっている。理由として、利用しやすい制度であることや景気が上向いているため設備投資をするタイミングになっているのではないかと捉えている。市として、中小企業支援の後押しをするべく補助枠の拡大等を実施していきたい。

問 融資について、商工会等が窓口になっているため、余り利用者の声を把握できていないのではないかと。設備投資にしても、資金繰りが苦しい中で設備投資する企業もある。必ずしも経営が良好な中で設備投資をするとは限らない。例えば融資期間について、運転資金7年以内、設備資金10年以内となっているが、据置期間やもう少し長期の融資期間の要望もあるのではないかと推察されるが、そのような要望はないのか。

答 設備資金について、当初5年間で返済する予定であったものを8年間に延長したなどの事例はある。しかし、返済の延長に係る判断を市が行うことは難しい。融資を行うのは金融機関であるため、そこに介入することは難し

い。

問 中小企業活性化条例案の検討について、市の方針としては理念条例ではなく、より前に進むような条例を制定するのか。

答 本条例案を検討する過程で、アンケート調査や関係者等で話し合っ作り上げた自治体として、県内では南三陸町が挙げられる。検討過程で自分たちが何をすべきか、大企業、中小企業、行政や商工会それぞれの役割等について意見を出し合い、本条例の必要性を学び、研修することで、条例がより生きてくるのではないかと考える。

他自治体においては、このような過程を経ることなく、中小企業活性化条例のひな形をそのまま施行したという例もある。条例を制定してからその後のことを考えればよいという考え方もあるが、本市としては、条例案の検討段階で関係者からの声を聞き、市も含めて意見交換を行い、それぞれの責任を認識した上で、実効性のある条例にしていきたいと考えている。

問 今の状態ではまだその域には達しておらず、より議論を深めてから条例案が提出されるのか。

答 これからは、地域循環型で経済効果を上げられるような仕組みが必要である。市内の企業の受注先は市内にあり、地域でお金が循環するような仕組みをつくらないと、自治体として存続できないのではないかと考える。

午後 1 時 5 2 分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

以上で、聞き取り調査を終了いたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 3 分 休憩

午後 1 時 5 3 分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。復興公営住宅の進捗状況について及び地元企業の育成についてにつきましては、閉会中の継続調査といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、関係団体等懇談会の開催についてお諮りいたします。ただいま閉会中の継続調査とすることを決定しました2カ件について、名取市商工会工業部会との関係団体懇談会を4月18日に開催したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、関係団体等懇談会の開催については、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

次に、付議事件の（4）陳情第1号 上余田地区の県道仙台名取線への歩道整備を求める陳情及び（5）陳情第2号 災害公営住宅（復興公営住宅）の家賃軽減についての陳情を一括して議題といたします。

これより執行部からの聞き取り調査を行います。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、委員各位より質疑をお受けいたします。質疑を終結し、執行部退席の後、委員各位から御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部からの聞き取り調査を行います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

○陳情第2号 災害公営住宅（復興公営住宅）の家賃軽減についての陳情
（復興まちづくり課）

- ・東日本大震災特別家賃低減事業における補助額の段階的低減による家賃の段階的引き上げについて、本市より先に復興公営住宅が完成した他自治体において、現在対応を検討している。本市における家賃の段階的引き上げは、2年後からとなる状況である。
- ・家賃軽減の延長については、市独自に家賃を減免することは可能であるが、家賃低減や建設費用に係る復興交付金等及び家賃収入、また今後の復興公営住宅の修繕費用等の支出見通しを踏まえた財政状況と、被災者支援を勘案した上で検討を進めたい。

問 国からの補助額は全体でいくらになると試算しているのか。

答 現時点での入居者に関する試算を行っているが、今後退去が進んでいくと大きく変動することも考えられる。

問 まだ復興交付金等の収入と維持費等の費用の見通しが立っていないということか。

答 復興公営住宅は短期間に600戸以上整備しているため、改修なども短期間に集中し大きな財政負担が生じる。家賃軽減の延長については、復興交付金や家賃による収入と改修等の支出見通しを踏まえて検討しなければ、後年大変厳しい状態になるのではないかと危惧する。

問 家賃軽減の実施による財政状況などを見通しをつける必要があるのではないか。

答 現在、収支項目の洗い出し等の作業に取りかかっている。

問 東日本大震災特別家賃低減事業と災害公営住宅家賃低廉化事業の具体的な内容は。

答 東日本大震災特別家賃低減事業は、補助期間10年で6年目から補助率が段階的に引き下げられるものである。災害公営住宅家賃低廉化事業は、補助期間20年で途中から補助率が変わるものである。

問 これらの事業にかかる分として基金に積み立てているのか。

答 現在、交付額に対して支出額が少ないため、差額分を基金に積み立てている。

問 東日本大震災特別家賃低減事業について、家賃が引き上げられる時期は団地ごとに異なるのか。

答 管理開始の年から起算する。

問 1番初めに管理が始まった復興公営住宅は。

答 美田園北団地の戸建て復興公営住宅である。

○陳情第1号 上余田地区の県道仙台名取線への歩道整備を求める陳情
(土木課)

- ・平成30年2月5日に地元区長、県及び市の立ち会いのもと、歩行者や自転車が通行する路側帯に転落防止柵や電柱等があり、支障となっている状況を確認した。あわせて、県に歩道整備の要望を行ったところ、用地買収や家屋移転補償に多額の費用と時間を要するため歩道整備は困難であるが、応急的な対応として、平成30年度に路側帯のカラー舗装及び外側線の引き直しを実施したいとのことであった。

問 外側線の引き直し等により、路側帯の幅ほどの程度確保できるのか。

答 約0.5メートルから1メートル程度と見込んでいる。

問 西側路側帯のほうが広く感じた。西側路側帯を歩くほうが安全なのではないか。

答 通学路としては、東側路側帯を歩いている。県において東側路側帯をカラー舗装すると聞いている。

2月5日の確認の際、陳情箇所の東側路側帯の確認を行ったが、西側路側帯は未確認であったため、歩行者の導線や西側路側帯のカラー舗装の必要性等について、再度県及び地元と確認が必要と考える。

問 バス停の待機所をもう少し広くできないのか。

答 バス停については、防災安全課において決定し設置しているため、協議が必要である。

問 路側帯に雨水が溜まっていた。陳情箇所の排水はどのようになっているのか。

答 初めて雨天時の状況を確認したが、排水溝が未整備の部分があった。路側帯に水が溜まり通行の支障となっていることから、排水設備についても県に要望する。

午後 2 時 3 2 分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

以上で、陳情 2 案件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられるようお願いいたします。

執行部の皆さんには大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分 休憩

午後 2 時 3 4 分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより陳情 2 案件について取りまとめを行います。委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分 休憩

○陳情第 1 号 上余田地区の県道仙台名取線への歩道整備を求める陳情

*各委員からの意見

- ・東側路側帯のカラー舗装及び外側線の引き直しは有効であるが、歩行者安全対策の根本的解決にはならない。陳情区間を通らず、裏道などを通行してバス停に接続できるよう通学路を再検討すべき。
- ・危険な東側路側帯の通行を減らすため、バス停の移設について検討すべき。
- ・ブロック塀に亀裂があり、危険な状態であるため早期の対応が必要である。
- ・雨天時に路側帯に水が溜まり、歩行者が車道にはみ出て通行することが想定される。県に対し、路側帯のカラー舗装及び外側線の引き直しにあわせて、路側帯の排水設備の整備を求めるべき。
- ・再度県及び地元と陳情箇所を確認する際、西側路側帯の安全性も含めて確認、協議を行い、県への要望事項と市で対応する事項を整理し、歩行者の安

全確保に取り組むべき。

*委員会として取りまとめた意見

県に対し、路側帯のカラー舗装及び外側線の引き直しにあわせて、路側帯の排水設備の整備を求めること。また、市当局に対し、東側路側帯の通行を減らすべく、通学路やバス停位置について庁内で再検討すること。あわせて、再度県及び地元と陳情箇所を確認する際に、西側路側帯の安全性も含めて確認、協議を行い、県への要望事項と市で対応する事項を整理し取り組むよう求めることとした。

○陳情第2号 災害公営住宅（復興公営住宅）の家賃軽減についての陳情

*各委員からの意見

- ・被災者支援のため家賃軽減の延長を実施すべき。あわせて、復興公営住宅の完成時期によって家賃の段階的引き上げとなる時期が異なるため、配慮すべき。
- ・交付を受けた補助金等の使途や長期的な財政負担等の見通しを試算した上で、市独自の家賃軽減の延長について検討すべき。
- ・東北市長会等での要望状況の確認が必要である。
- ・家賃軽減の延長に伴う財政負担により、市の財源確保が大変厳しい状況に置かれるのではないかと。他自治体の状況も勘案して判断すべき。

*委員会として取りまとめた意見

家賃軽減の延長及び収入超過者への家賃減免を実施することが望ましいが、長期的な財政負担等の見通しを試算した上で、他自治体の状況も勘案し、市独自の家賃軽減の延長等について検討するよう求めることとした。

午後2時55分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情2カ件に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定い

たしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は3月7日水曜日午後1時から議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしくお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時55分 散会

平成30年3月1日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲男